

要求水準書

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
1	1	3	第1	5	(2)				事業スケジュール	「テニスコート、野球場については、平成24年、25年は事業者の提案に委ねる」との記載がありますが、選択肢としては、①平成24年度(1年間)の維持管理及び運営業務だけを行う(平成25年度は1年間閉鎖する)、②「平成25年度(1年間)の維持管理及び運営業務だけを行う(平成24年度は1年間閉鎖する)、③2年間ずっと閉鎖する、という3つになるという理解でよろしいでしょうか。(※例えば、平成24年度の第4四半期から平成25年度の第1四半期までの期間だけを閉鎖する(各年度の特定期間だけを閉鎖する)というようなケースは想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	平成24年度、25年度のテニスコート、野球場の運営を望んでいます。工事期間を除く運営を行うことが望ましいとしています。
2	1	3	第1	5	(2)				事業スケジュール	※印以下にある平成24年、25年は平成24年度、25年度との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正することとします。要求水準書【修正版】を確認してください。
3	1	3	第1	5	(2)				事業スケジュール	24～25年度、テニスコート及び野球場の運営提案をしなかった場合、評価において減点の対象となるのでしょうか	落札者決定基準に示される評価の視点毎に5段階評価により得点化されることから、ご質問のような減点対象といった趣旨としては回答が困難です。 なお、平成24年度、25年度におけるテニスコート及び野球場の運営を提案した場合は加 points します。
4	1	3	第1	5	(2)				事業スケジュール	施設の所有権移転(H26.6)から維持管理運営期間まで1ヶ月ありますが、当該1ヶ月間は事業者はどのような業務を実施すればよろしいでしょうか。	施設の供用開始準備等を行ってください。
5	2	3	第1	5	(2)				事業スケジュール	H24・25年度にテニスコート及び野球場の維持管理運営をする場合、受付場所は事業者の任意でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	1	3	第1	6					適用条例	「奈良県住みよいまちづくり条例」におきまして、駐車場の車椅子使用者用駐車施設は「公園の整備基準に係る技術的細目」に該当すると考えてよろしいでしょうか	「建築物の整備基準に係る技術的細目」及び「公園の整備基準に係る技術的細目」の双方に該当する施設となります。 詳細については、個別協議によります。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
7	1	6	第1	7	(1)				著作権	提出書類の公表等については、奈良県情報公開条例に基づき、事業者と相談の上、必要に応じて不開示情報となるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。本回答と同時に公表する様式集【再修正版】を参照してください。
8	2	6	第1	10	11)				歩行用プール	歩行用プールは原則として歩行運動専用のプールですが、例えば25m屋内国内基準競泳プールが全コース専用利用されており一般遊泳が行えない場合等に、歩行用プールの一部を遊泳用として県民開放することは可能でしょうか？(要求水準書内には、歩行用プールの一部利用、および歩行用プールでのプログラム実施についての記載もございます。)	専用歩行用プールを考えていますが、提案により可能です。
9	2	11	第2	1	(4)				業務期間	統括管理業務の業務期間は、「本事業の事業期間」とありますが、「統括管理業務」にかかる費用は、どの様式に計上すればよいのでしょうか。(設計・建設期間は様式11-9「初期投資費見積書」、維持管理・運営期間は様式7-4「維持管理費見積書」及び様式8-6「運営業務見積書」に計上するという理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。工事期間については、再掲載した様式集第11-9に欄を設けますので、様式集【修正版】を確認してください。
10	1	12	第2	1	(5)	ア)			統括管理責任者の配置	建設及び改修期間中と供用開始後は必要となる知識が異なると思料致します。最適な人材を配置するとの観点から変更を認めて頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。また、事業契約書(案)第18条の規定に従ってください。
11	1	13	第2	1	(5)	イ)	②		統括管理責任者に関する望ましい固定期間	設計及び建設期間においては設計及び建設業務内容に精通している設計又は建設企業から統括管理責任者を配置し、維持管理及び運営期間においては維持管理及び運営業務内容に精通している維持管理又は運営企業から統括管理責任者を配置することが合理的と思われまふ。この場合、やむを得ない理由として、統括管理責任者の変更を認めていただけるのでしょうか。	原文のとおりとします。また、事業契約書(案)第18条の規定に従ってください。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
12	1	18	第3	1	(2)	ア) ～ ウ)			ファミリープール、テニスコート、野球場の利用収入	平成18年度～平成22年度の利用収入金額を御開示ください。	ファミリープール、テニスコート、野球場の平成18年度～22年度における利用料金収入は以下のとおりです。 【平成18年度】 ファミリープールC=19,024千円、テニスコートC=3,246千円、野球場C=567千円 【平成19年度】 ファミリープールC=24,288千円、テニスコートC=3,424千円、野球場C=618千円 【平成20年度】 ファミリープールC=24,506千円、テニスコートC=3,396千円、野球場C=668千円 【平成21年度】 ファミリープールC=24,894千円、テニスコートC=3,169千円、野球場C=709千円 【平成22年度】 ファミリープールC=33,354千円
13	1	18	第3	1	(2)	ア)			利用者数	表中の過去5年間における利用者数について、大人と小人の内訳をご教示ください。	ファミリープールにおける平成18～22年度の利用者数の内訳は以下のとおりです。 【平成18年度】 小人:11,281人、大人:22,021人、合計:33,302人 【平成19年度】 小人:13,947人、大人:26,720人、合計:40,667人 【平成20年度】 小人:14,011人、大人:26,542人、合計:40,553人 【平成21年度】 小人:14,595人、大人:27,365人、合計:41,960人 【平成22年度】 小人:22,521人、大人:37,046人、合計:59,567人
14	1	19	第1 第3	(3)					敷地条件	今回の整備計画にかかわり、奈良県、または大和郡山市において雨水流出抑制にかかわる行政指導や基準等で配慮すべきものがありますか。(雨水排水量を算出し、現況流下能力がokであれば新たな調整池などの設置は必要ないと考えています)	大和川流域調整池技術基準(案)昭和61年5月(奈良県土木部河川課 奈良県治水砂防協会)により調整池等が必要となります。なお、当基準は奈良県土木部河川課HPに公表していますので参照してください。 (http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-14415.htm)また、詳細については、奈良県土木部河川課河川計画係 TEL 0742-27-7507と協議をお願いします。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
15	1	19	第3	1	(3)				敷地条件等	添付資料③の「事業対象範囲」の外周にある管理用道路(テニスコートの南側、自由広場側、野球場の西側など)は、「事業対象範囲」へのサービス車両などの寄付き動線として利用することは可能でしょうか。	関係機関との協議が必要となります。
16	1	19	第3	1	(3)				敷地面積	「約13ha」とありますが、本計画の法的(計画通知上の)敷地面積・敷地境界線についてご提示願います。 また、上記敷地内に県道や一級河川・中川は含まれるのでしょうか。含まれる場合、敷地境界線は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	関係機関との協議が必要となります。
17	2	19	第3	1	(3)				その他	「運動施設率50%以下(都市公園法施工令第8条の1)」とありますが、運動施設率50%以下の敷地条件に対し、該当する既存の運動施設及び敷地面積については、配布可能な公園施設台帳資料の、運動施設調書と考えてよろしいでしょうか。今回計画する新プール棟は、運動施設に該当し、レクリエーションプールは該当しない認識でよろしいでしょうか。 また、この場合の都市公園の敷地面積としては、添付資料④の事業認可区域(都市公園面積:11.44ha)と考えてよろしいでしょうか。	レクリエーションプールは運動施設に該当します。 敷地面積は12.34haです。
18	1	19	第3	1	(3)				敷地条件等一道路	北側の出入口も南側の出入口も、現在の南側の出入口より東側には設置できないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	1	19	第3	1	(3)				敷地条件等	敷地面積約13haとあるが事業認可区域11.44ha以外の残り1.56haの用地確定は完了していますか？完了していない場合はそのエリアをご提示ください。	用地は確定しています。
20	3	20	第3	1	(3)				上水道	上水道①②につきまして、施設配置の変更により使用用途の変更も起こり得ると考えます。 その場合の①②における制約条件につきまして、お考えをお聞かせ頂けますでしょうか？	管理者である、大和郡山市上下水道部(0743-53-3661)との協議によります。
21	3	22	第3	1	(4)	Ⅰ)			①レクリエーションプール	レクリエーションプールの営業は夏季のみ行うとありますが、夏季の期間については、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	レクリエーションプールの開館日については、要求水準書P88に示す表を参照の上、事業者が提案を行い、県と協議して決定するものとします。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
22	2	24	第3	1	(5)	ア)			公認取得申請費用	公認取得申請費用は事業期間を通じて貴県負担との認識でよろしいでしょうか。	初回の公認申請に係る申請費用及び公認測量者の旅費は県が支払います。必要図書の作成作業等は事業者負担とします。公認再申請に係る費用は事業者負担です。
23	3	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	「事業主体を別途設立して独立採算事業等を実施することは認めない」とありますが、SPC以外の第三者は、自主提案事業の実施主体になることはできないとの理解でよろしいでしょうか。事業主体を別途設立する場合に限らず、既存の事業主体であっても、構成員・協力企業以外の第三者は自主提案事業の実施主体になることはできない(構成員・協力企業以外の第三者に自主提案業務を委託することはできない)との理解でよろしいでしょうか。	自主提案の主要部分をSPC、構成員、協力企業以外の第三者へ委託することはできません。ただし、自主提案施設についても法定点検等の一部の業務委託は可能です。
24	4	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	自主提案による事業の例示として、「レストラン」の記載がありますが、レストラン事業を実施する場合、飲食業者をSPCの構成員または協力企業として参画させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、自主提案は、構成員又は協力企業において実施することが可能なため、資格の登録が必要です。
25	5	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	現状の公園内には、「火気の使用禁止」の表示があることから、キャンプ場やバーベキュー施設のような形態の自主提案事業は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	公園管理者が指定した場合には可能です。(奈良県立都市公園条例第4条) 詳細については、個別対話の機会をご活用ください。
26	6	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	要求水準書(案)の質問回答No.135では、自主提案施設(自主提案による事業)の運営は、構成員や協力企業に委託できるとの回答がありますが、構成員や協力企業以外の「第三者への委託は不可」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	7	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	要求水準書(案)の質問回答No.135では、自主提案施設(自主提案による事業)の運営は、構成員や協力企業に「業務委託」できるとの回答がありますが、SPCが所有する自主提案施設を構成員や協力企業、または構成員・協力企業以外の第三者に「賃貸」することは不可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	8	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	自主提案施設は、「事業者の所有」とありますが、SPC以外の第三者(構成員や協力企業を含む)が所有権を有する形態の提案は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。自主提案施設の所有はSPCとします。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
29	2	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	井戸水の利用及び利用のための施設を提案した場合、これらは自主提案による事業及び施設とみなされないとの理解でよろしいでしょうか。	井水に関連する施設は自主提案施設として提案してください。
30	3	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案施設	自主提案施設を事業者が構成員、協力企業を含む第三者に賃貸借することは可能でしょうか。	No.27を参照ください。
31	4	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	軽食施設とレストランとの定義の違いをご教授下さい。	特に定義はありませんが、要求水準を満たす程度のものは軽食施設とし、それ以上の提案はレストランと理解しています。
32	1	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	自主提案施設は事業者の所有とありますが、そこで発生する固定資産税等は、減免措置が取られるとの理解で宜しいでしょうか。	固定資産税等については県として把握していません。諸税については、事業者にて確認ください。
33	2	25	第3	1	(5)	イ)			自主提案	自主提案による施設は原則として別棟とするとありますが、独立採算で実施する事業のため、事業者から委託された運営企業が建物の所有権を取得することは可能と理解して宜しいでしょうか。	自主提案施設の所有はSPCとします。
34	1	26	第3	2	(1)	イ)			平面・動線計画	屋内プール、50m国内基準競泳プール、レクリエーションプールとの間の移動が容易で…とありますが、レクリエーションプールのみ切り離しての(配置も含め)提案も可能でしょうか。	運営に支障がなければ可能です。
35	2	26	第3	2	(1)	イ)			平面・動線計画	仮設席を増設する頻度は、年間どの程度でしょうか。	大会スケジュールによります。
36	1	28	第3	2	(1)	カ)			安全・防災・防犯	震災時にプール水を利用できるように耐震プールとして素材および機能を考慮すべきでしょうか。	提案に委ねます。
37	2	28	第3	2	(1)	カ)			安全・防災・防犯	屋外プール(50m・レクリエーション)の水利用は考えなくてよろしいのでしょうか？	提案に委ねます。
38	4	28	第3	2	(1)	カ)			安全・防災・防犯	屋内プール水を消化用水として利用した場合、プール水給水の負担は貴県との理解でよろしいでしょうか？	消火活動が生じる事態の発生原因によると思いますが、本施設の管理を事業者に委ねることから、原則として事業者の負担になると考えます。
39	2	31	第3	2	(2)	イ)	①		新プール棟	○管理等施設(観客席:50m国内基準競泳プール観客席) 「仮設席として最大2,000席を考慮する。」は常設席1,510席と合せて最大3,510席を考慮すると考えてよろしいでしょうか	仮設席を含めて、最大2,000席です。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
40	3	31	第3	2	(2)	イ)	①		新プール棟	○管理等施設(大会諸室:選手控室) 「室内から25m屋内国内基準競泳プール及び50m国内基準競泳プールが見通せるようにすること」とは、選手控室を両プールに面して設置するとの考えでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。なお、選手控室は複数でも要求水準を満たすこととなります。
41	1	31	第3	2	(2)	イ)	①		プールサイド	競技施設のプールサイドに必要な、憩いの空間とは具体的にどのようなイメージでしょうかご教示ください。	通常利用時における安全点検時間等において、利用者がプールサイドでくつろぐことが出来る空間をご提案ください。
42	2	32	第3	2	(2)	イ)	①		管理等施設	「50m国内基準競泳プール観客席」の記載で、「仮設席として最大2000席を考慮する。」とあります。これは、常設の1510席を含んで、仮設との合計として「最大2000席」という解釈でよろしいでしょうか。	仮設席を含めて、最大2,000席です。
43	5	32	第3	2	(2)	イ)	①		プールサイド	プールサイドの幅は、観客席の可動もしくは仮設により変化してしまいますが、どの状態で要求水準を満たすことが求められますでしょうか？	プールサイドについては、観客席側は幅10m以上を確保してください。 また、観客席の反対側プールサイドについては、仮設スタンド等を設置後においても5m以上を確保してください。
44	3	32	第3	2	(2)	イ)	①		50m国内基準競泳プール観客席	仮設席として最大2,000席となっておりますが、常設1,510席を含めて2,000席と理解して宜しいでしょうか。	仮設席を含めて、最大2,000席です。
45	3	32	第3	2	(2)	イ)	①		50m国内規準競泳プールプールサイド	「ただし、観客席側のプールサイドは幅10m以上を確保すること」とありますが、大会諸室側でない反対側のプールサイドについては、観客席からのサイトラインと、大会開催時に必要なプールサイドスペースを十分に確保できるのであれば、必ずしも10mを確保する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	プールサイドについては、観客席側は幅10m以上を確保してください。 また、観客席の反対側プールサイドについては、仮設スタンド等を設置後においても5m以上を確保してください。
46	2	32	第3	2	(2)	イ)	①		50m国内基準競泳プール観客席	「仮設席として最大2000席を考慮する」とは、常設+仮設で最大2000席が確保されていると解釈してよろしいでしょうか。	仮設席を含めて、最大2,000席です。
47	3	33	第3	2	(2)	イ)	①		更衣室	トレーニングジム用更衣室は、専用かつセット利用が可能な運用がなされていれば可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
48	1	33	第3	2	(2)	1)	①		各施設・諸室の要求水準	多目的更衣室(プール用)「男女の更衣室から独立した身障者、高齢者等専用の更衣室を設置すること。」とありますが、多目的更衣室の中に別個に身障者、高齢者等専用の更衣室を設置することも読み取ることができます。多目的更衣室そのものが身障者、高齢者等専用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	5	36	第3	2	(2)	1)	②		公園機能施設(新プール棟以外)	大型遊具について、遊具の大きさや種類、内容の具体的な指示がありません。遊具の設置については、施工費・維持管理費に大きく影響しますので、より具体的な要求水準をご教示いただけませんかでしょうか。	園地のシンボルとなるような、規模(設置範囲が約100㎡以上)で、かつ、スライダー・ラダー・ネット・トンネル・アーチ・ブリッジ・ステップ等の複合的な機能を有し、奈良県の特徴を盛り込んだ大型複合遊具を希望しています。
50	1	37	第3	2	(2)	1)	②		便所・休憩施設	便所の夜間管理において、防犯管理面で必要な設備を設置するとありますが、24H開放ではなく夜間閉鎖をおこない、使用制限を設けて夜間における対策を講ずる事も可能であると考えてよろしいでしょうか。	基本的には24時間開放としますが、夜間閉鎖の対応も可能な提案としてください。
51	4	37	第3	2	(2)	1)	②		その他必要施設・整備	(2項目目)「園路等主要な場所は5LX以上とし、その他の場所は2LX以上とすること」とありますが、その他の場所とは植え込みや遊具等のある場所も含めての範囲でしょうか。また、照度は路面の平均照度と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
52	5	37	第3	2	(2)	1)	②		その他必要施設・整備	(4項目目)「便所・休憩施設等の特に防犯性を考慮すべき場所については・(中略)・防犯性に配慮すること」とありますが、奈良県の生活安全条例の防犯照明の照度基準等あれば、ご教示ください。	県としての基準はありません。
53	4	37	第3	2	(2)	1)	②		便所・休憩施設	駅前の便所は、同位置付近に新築すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	8	37	第3	2	(2)	1)	②		便所・休憩施設	便所及び休憩施設は24時間開放する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	便所については、基本的には24時間開放としますが、夜間閉鎖の対応も可能な提案としてください。四阿等の開放型休憩施設については夜間閉鎖の対応は不要です。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
55	4	39	第3	2	(2)	イ)	②		ジョギングコース・サイクリングコース	事業区域外におけるジョギングコース・サイクリングコースは、現状の幅員内において改修するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	2	39	第3	2	(2)	イ)	②		ジョギングコース・サイクリングコース	発注者のご意向に沿った提案とするためにも、フェンスの設置場所、範囲、仕様及び道路整備の範囲、仕様を参考でも良いので公表して頂けないでしょうか。	ご質問の明確化については、個別対話の機会をご活用ください。
57	3	39	第3	2	(2)	イ)	②		ジョギングコース・サイクリングコース	浄化センターの西側の既存のフェンスで1.8mを下回る高さのフェンスについては建替える必要がありますでしょうか。	ご質問の明確化については、個別対話の機会をご活用ください。
58	4	39	第3	2	(2)	イ)	②		ジョギングコース・サイクリングコース	複数の浄化センター内道路への入り口のゲートについては、その設置等は事業から除かれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	6	39	第3	2	(2)	イ)	②		サイクリングステーション	「搬送受付・受取を行うカウンターを整備すること」とありますが、このカウンターは常時人員を配置しなければいけないのでしょうか。	必ずしも必要ありません。
60	7	39	第3	2	(2)	イ)	②		サイクリングステーション	「搬送受付・受取を行うカウンターを整備すること」とありますが、このカウンターは独立して設置する必要があるのでしょうか。新プール棟の受付カウンターと兼用してもよろしいでしょうか。	兼用可能です。
61	3	39	第3	2	(2)	イ)	②		サイクリングステーション	サイクリングステーションのシャワー室は新プール棟と兼用することが可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	5	41	第3	2	(5)	ア)			基本的事項	「要求水準書(案)への質問に対する回答(No.215)」では予備回路(容量の25%程度)については、「事業者提案による」となっていますが、どちらが正でしょうか。	「回路数の25%程度、又は、容量の25%程度」で事業者提案とします。
63	6	42	第3	2	(5)	ウ)			受変電・発電設備	オイルレス化は、施設整備費、光熱水費等を考慮すると割高になるのため、事業者提案によるとした方が、県のメリットは大きくなりますが、如何でしょうか。	要求水準のとおりとします。ただし、費用の低減だけでなく、事業主旨を理解した上での提案を拒むものではありません。
64	7	43	第3	2	(5)	オ)			幹線動力設備	EMケーブル以外にも、リサイクル可能なケーブルもあることから、リサイクルなど環境に配慮することを性能として定め、事業者提案に委ねることで如何でしょうか。費用対効果が大きい項目です。	要求水準のとおりとします。ただし、費用の低減だけでなく、事業主旨を理解した上での提案を拒むものではありません。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他		項目名	質問の内容	回答
65	2	50	第4	1	(2)	ア)	①	設計図書の作成	設計図書の作成(透視図、模型を含む)とありますが、模型の提出時期、縮尺についてご教示ください。	現時点では、設計終了時を考えております。縮尺については、公園全体をA1版程度の大きさで、腰高の台座(アクリルケース付き)程度を想定しています。
66	4	51	第4	1	(3)			業務の対象範囲	軽食施設・物販施設の「備品等の設置工事及びその関連業務」が業務の対象範囲となっておりますが、要求水準書35ページにある「内装及び什器備品については事業者による整備・所有とする。」とあるように、サービス対価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。軽食物販の内装、什器備品は事業者にて調達してください。
67	1	54	第4	2	(1)	オ)		設計図書の作成	参考図書について、プール棟の設計と公園施設の設計ともに「建築工事設計図書作成基準 建築設備工事設計基準及び同解説」を使用するとの理解で宜しいでしょうか？P5の適用要項・各種基準のうち、土木と営繕の使用区分をご教示ください。	原則として、建築基準法上「建築物」となる施設については、建築関連基準類とし、その他については、土木関連基準類とします。ただし、設計過程において、異なる基準の適用が好ましいと判断される場合には、協議にて決定します。
68	4	55	第4	2	(1)	オ)	①	実施設計図書	施設説明用のリーフレットの作成は、貴県のほうでされるという理解で宜しいでしょうか	施設説明用の資料の作成は事業者負担とします。
69	2	55	第4	2	(2)	キ)	①	県による完成検査	「県が指定する検査員の検査を事業主の責任と費用で受ける事」とありますが、検査費用等の詳細をご指示下さい。	詳細はお示しできませんが、検査員に掛かる費用は発生しません。
70	9	67	第4	2	(6)	イ)		供用開始準備	プレオープン、供用開始イベント及び無料開放供用開始等の期間については、事業者の任意でよいという理解でよろしいでしょうか。	供用開始準備は平成26年6月1日から平成26年6月30日とします。ただし平成26年6月1日以前の提案も認めます。
71	5	67	第4	2	(6)	イ)		供用開始準備	供用開始準備は、平成26年6月1日から平成26年6月30日の期間において実施しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし平成26年6月1日以前の提案も認めます。
72	5	69	第5	1	(3)			業務の対象範囲	軽食施設・物販施設の「維持管理業務」が業務の対象範囲となっておりますが、サービス対価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	3	69	第5	1	(3)			業務の対象範囲	ジョギングコース、サイクリングコースの植栽維持管理業務についてですが、両コースの対象範囲は添付資料③に示されている範囲内のみとなり、浄化センター内等のジョギングコース、サイクリングコースの植栽管理は事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他		項目名	質問の内容	回答
74	10	70	第5	1	(4)			業務実施の基本方針	大規模修繕の定義をご教授下さい。	経常修繕を超える規模の修繕です。
75	11	71	第5	1	(6)	ケ)		業務水準書	原則として維持管理期間にわたり内容の変更を行わないものとするとの記載がありますが、修繕業務については、気候、使用頻度、使用方法等により当初策定した長期修繕計画と実際の修繕周期等が異なる場合が予想されます。そのような場合においても内容変更はできないのでしょうか。	原則的には内容の変更は致しませんが、場合によっては協議する事があります。
76	6	71	第5	1	(7)			年度業務計画書	貴県における年度業務計画書のご承認が、各年度の前年度事業開始の60日前までとなっておりますが、例えば平成30年度の事業計画は、前年度の運営内容を鑑みるまでもなく平成29年1月には提出しなければならないという理解でよろしいでしょうか？ ニーズの変化に応じるためには、前年度の管理内容を踏まえての事業計画立案が良いかと思慮致します。(各年度事業開始の60日前への変更など)	当該事業年度開始の60日前を意味します。要求水準書【修正版】を確認してください。
77	4	72	第5	1	(9)			大会開催時の維持管理業務について	「各種大会開催時の維持管理業務については、・・・事業者負担とする。」とありますが大会開催時に主催者の事由で増員した場合、当該費用は主催者から別途費用を徴収することは可能との理解でよろしいでしょうか。	大会運営に係る人員については大会主催者側で対応されます。
78	8	72	第5	1	(9)			大会開催時の維持管理運営業務について	「追加で発生した維持管理に係る費用は、事業者負担とする。」とありますが、現時点で見積もりが極めて困難な為、過大な見積もりとなり、入札金額が高くなり、実際の運営段階では、事業者の利益が大きくなるだけですので、事業者負担を主催者負担とするに変更しては如何でしょうか。	原文のとおりとします。
79	12	72	第5	1	(9)			大会開催時の維持管理業務について	追加で発生した維持管理に係る費用は、事業者負担との記載がありますが、追加業務の必要性は事業者にて判断できるとの理解でよろしいでしょうか。また、貴県からの追加業務の要望があった場合は、貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	通常業務を超える追加的な業務の要望が主催者からあった場合には、主催者と協議してください。
80	1	76	第5	2	(4)	ウ)	①	業務全般についての要求水準	本施設で発生するゴミ等の廃棄物の搬出・処分における、市の指定する方法についてご説明願います。	市に確認してください。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
81	2	77	第5	2	(4)	ウ)	②	ef	テニスコート、野球場	整備の水準は現指定管理 管理業務仕様書に準じてよろしいでしょうか。	平成24年度、25年度のテニスコート・野球場の維持管理、運営業務の要求水準は、別紙に示すとおりです。ただし、提案を行う上で、添付資料⑫及び添付資料⑬を参考にしてください。
82	5	79	第5	2	(6)	ウ)	②		警備方法	開館時間中は制服警備員による警備が必須であるとの理解でよろしいでしょうか。	制服警備員による警備は必要ありません。
83	6	79	第5	2	(6)	ウ)	②		警備方法	放置自転車の最終処分は事業者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	9	79	第5	2	(6)	ウ)	②		警備方法	「開館時間外の出入館管理を行うこと」とあります。閉館時には施錠しますが、どのような管理を行えばよろしいでしょうか。	施錠後は、適切な管理を提案してください。
85	13	79	第5	2	(6)	ウ)	②		大会開催時の維持管理業務について	放置自転車及び放置車輛の処分費は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	放置自転車については、事業者の負担となります。放置車両については、自動車リサイクル法に基づき処理することとします。
86	3	79	第5	2	(6)	ウ)	②		警備方法	現状、ホームレスが起居の場所として使用している事実はございますか。	現時点では確認していません。
87	6	84	第6	1	(3)				業務の対象範囲	軽食施設・物販施設の「運営業務」が業務の対象範囲となっていますが、サービス対価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	9	85	第6	1	(5)				総括責任者及び業務責任者	「運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め」とありますが、「区分」とは、P83記載の「業務の区分」を指し、ア)～ク)の区分ごとに業務責任者を定める必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	7	85	第6	1	(7)				年度業務計画書	貴県における年度業務計画書のご承認が、各年度の前年度事業開始の60日前までとなっておりますが、例えば平成30年度の事業計画は、前年度の運営内容を鑑みるまでもなく平成29年1月には提出しなければならないという理解でよろしいでしょうか？ ニーズの変化に応じるためには、前年度の管理内容を踏まえての事業計画立案が良いかと思慮致します。(各年度事業開始の60日前への変更など)	当該事業年度開始の60日前を意味します。要求水準書【修正版】を確認してください。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
90	6	87	第6	1	(9)	ア)			大会開催時の運営業務について	仮設席設置に要する費用は、都度利用料金に含めて大会主催者から徴収するものと理解して宜しいでしょうか。	料金設定方法の詳細については、提案に委ねます。
91	5	87	第6	2	(1)	ア)				「※ファミリープールについては平成24年度は現在の施設仕様のまま維持管理及び運営を行うこと」ありますが、平成19年、20年、21年の実績においてファミリープールの収支決算をご教示ください。	ファミリープールのみの収支決算はございません。 浄化センター公園全体の平成19～21年度の収支決算は以下のとおりです。 【平成19年度】 収入計：56,320千円、支出計：55,510千円 【平成20年度】 収入計：52,300千円、支出計：49,582千円 【平成21年度】 収入計：52,404千円、支出計：51,251千円
92	6	87	第6	2	(1)	ア)			ファミリープールの実績において薬剤等の消耗品に係わる実績をご教示ください。	平成18～22年度ファミリープールの薬剤使用料実績は以下のとおりです。 【平成18年度】 次亜塩：17,625L PAC:400L 【平成19年度】 次亜塩：17,970L PAC:150L 【平成20年度】 次亜塩：16,490L PAC:30L 【平成21年度】 次亜塩：14,330L PAC:140L 【平成22年度】 次亜塩：13,240L PAC:130L	
93	10	87	第6	2	(1)	ア)			供用開始日	自主提案は「平成26年7月～平成41年3月の範囲内で・・・」とありますが、既存のテニスコート及び野球場と同様に平成26年6月以前に開始することは事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	11	87	第6	2	(1)	ア)			供用開始日	「テニスコート、野球場については・・・平成24年、25年のいずれかは維持管理及び運営を行うことが望ましい」とあります。『落札者決定基準』の6ページの4⑤「提案により実施される運営業務」（配点10点）の「重視する点」（10ページ）に「ファミリープール」は記載されていますが、「テニスコート、野球場」の記載がありません。どの評価項目のどの評価視点で評価されるのでしょうか。	「2. 設計業務、建設業務及び工事監理業務に関する事項⑦工程計画」で評価します。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
95	8	88	第6	2	(1)	ア)			供用開始日	平成26年4～6月の期間において、維持管理および運営の拠点として、敷地内に管理事務所を設置することは可能でしょうか？	可能です。
96	2	89	第6	2	(2)				施設の開館時間	年間総開館時間は確保した上、平日の開館時間の延長、日祝日の開館時間を短縮する設定は可能でしょうか	開館時間については、要求水準書P.89に示す表を遵守してください。
97	12	89	第6	2	(2)				施設の開館時間	一般利用時間外の専用利用については、管理職員の人件費などの費用増加に見合う料金設定、もしくは、追加として必要な費用は、利用者に請求出来ると考えてよろしいですか。	施設利用料については、添付資料⑩を参照の上、事業者が提案を行い、県と協議して決定するものとします。過度に高い設定とならないようにしてください。
98	9	89	第6	2	(3)				施設使用料	施設使用料の目安として添付資料⑩がございますが、添付資料⑩に記載されている利用区分はあくまで参考であり、利用区分についても事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか？ 例)ジャグジーのみでの利用区分は行わず、歩行用プールとセットとした利用区分を行う。等。	ご理解のとおりです。
99	7	90	第6	2	(5)	エ)			施設利用の注意点	「適切な水深調整による運営を行うこと。」とありますが、可動床によらない水深の調整も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	2	91	第6	2	(5)	ク)			レクリエーションプール	「既存の施設ファミリープールの利用制限に基づくものとする」とありますが、既存の施設ファミリープールの利用制限をご教示ください。	小学校3年生以下の保護者同伴のない場合は、利用制限しています。
101	3	91	第6	3	(1)	ウ) エ)			予約受付	現在は、「施設予約システム」による予約受付がなされていますが、本事業開始年度以降は、同システムによらない予約受付と理解してもよろしいでしょうか。	オンラインによる施設予約については、必ず県が提供する「施設予約システム」(e古都なら)を活用してください。
102	10	91	第6	3	(1)	ア)			利用受付業務	専用利用を除き使用予約は受け付けない、とありますが、会員制度を導入した際の会員利用を除く、との理解でよろしいでしょうか？	提案により県と協議を行うこととします。
103	5	91	第6	3	(1)				利用受付業務	施設予約システム(e古都なら)の事業者による使用は無料という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
104	7	91	第6	3	(1)	ウ) エ)			利用受付業務	先般の要求水準書(案)への回答にもありましたが、テニスコート及び野球場の受付について、健康増進施設の受付との兼務は可能との見解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	10	92	第6	3	(2)				利用料金徴収業務	料金徴収業務は、運営企業(SPCの構成員又は協力企業)に委託することができると理解してよろしいでしょうか。(料金徴収業務の従事者は、運営企業からSPCに出向させる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
106	3	92	第6	3	(2)	ウ)			利用料金徴収業務	予約者の料金支払い方法ですが、金融機関からの振込による徴収の採用は可能でしょうか	可能です。
107	11	93	第6	3	(3)	オ)			利用受付関連業務	パンフレットの記載内容や頁数、部数等は、事業者の提案になるとの理解でよろしいでしょうか。(貴県として想定しているパンフレットのイメージや開業時の印刷部数、その後の補充部数がありましたら、ご教示ください。)	ご理解のとおりです。
108	11	94	第6	3	(4)	ア)			プールの監視業務	監視員が医務員を兼務する、もしくはよりプールに近づいて監視を行うためプールサイドに出て監視を行うことは可能でしょうか(プールサイドでの監視の方が、視野の確保、緊急時の対応に優れると思慮致します)	監視員が医務員を兼務することは可能です。なお、監視室にいる監視員は緊急時以外プールサイドに出て監視を行うことは出来ません。
109	4	96	第6	3	(6)	ア)			各種教室の実施	フィットネスクラブの実施時間帯について記載されていますが、実施する曜日は事業者の提案と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、休館日以外のフィットネスタジオの運営を行うことを想定しています。
110	5	96	第6	3	(6)	イ)			各種教室の実施	プールでのプログラム実施時間帯について記載されていますが、実施する曜日は事業者の提案と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、休館日及び大会開催時のプログラムの実施を想定しています。
111	12	98	第6	3	(8)	イ)			災害時の対応	災害時の対応について、貴県が費用を負担頂ける旨が記載されておりますが、当概費用の中には合理的に想定される遺失収入も含まれておりますでしょうか? 含まれていない、費用と同様、貴県にてご負担頂けますようよろしくお願い申し上げます。	遺失収入を県が負担することはできません。保険の付保等による提案を行ってください。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
112	13	98	第6	3	(8)	カ)			自主提案による事業の実施について	施設利用料の設定は事業者提案によるものとされておりますが、自主提案事業の実施にあたり事業者が施設の一部を一時的に使用した場合、その施設の使用料の扱い(有料無料、料金設定等)についても事業者提案との理解でよろしいでしょうか？	県と協議して決定するものとします。
113	6	99	第6	3	(8)	カ)			自主提案による事業の実施について	「自主提案による事業は、事業者、又は事業者から委託を受けたうえで構成員及び協力企業が実施することは可能」とありますが、当該事業者又は構成員及び協力企業から委託された第三者企業(貴県の承諾を受けた者)が受託することも可能と理解して宜しいでしょうか。	自主提案の主要部分をSPC、構成員、協力企業以外の第三者へ委託することはできません。ただし、自主提案施設についても法定点検等の一部の業務委託は可能です。
114	1		別紙	2					ファミリープールの運営について	既設のファミリープールで要した維持管理費用について直近3年分ご教示いただけますでしょうか。	3月9日～11日の間に閲覧対応としますので、事前に担当部局へ連絡ください。
115	2		別紙	2					ファミリープールの運営について	既設のファミリープールにおける、塩素等薬剤の使用量について直近3年分ご教示いただけますでしょうか。	No.92を参照ください。
116	3		別紙	2					ファミリープールの運営について	既設のファミリープールにおける、水光熱費の金額について直近3年分ご教示いただけますでしょうか。	浄化センター公園全体の光熱水費は以下のとおりです。 【平成19年度】 電気水道13,720千円 【平成20年度】 電気水道11,600千円 【平成21年度】 電気水道11,468千円
117	8		別紙	2					平成24年、25年度の維持管理及び運営業務について	ファミリープールの維持管理において、既存施設の修繕対応を事業者の費用負担で行うのはリスクが高すぎると思料致します。当該年度で発生した修繕等は貴県負担として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
118	3		別紙						添付資料② ジョギングコース等	添付資料②に記入してあるジョギング、サイクリングコースは確定と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
119	4		別紙						添付資料③④ 事業対象範囲・区域	添付資料③の事業対象範囲と添付資料④の事業認可区域にてズれている部分はどのように考えればよいのでしょうか	事業認可区域と事業対象範囲が、同一ではないと理解してください。
120	3								添付資料⑧ プール備品	レクリエーションプールに関する備品が記載されてませんが記載漏れでしょうか。	県として指定する備品はありません。事業者にて必要と思われる備品は事業者の提案としてください。
121	7								添付資料⑧ 備品リスト	備品リスト【プール備品について】の中で、品目No6～26のものは50m、25m兼用可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案の諸室割付等において兼用が難しいと思われる場合には、適切な運営が可能となるようご提案ください。
122	4								添付資料⑧ 備品リスト	テニスコート及び野球場の整備に係る備品については、事業者が用意するとの見解でよろしいでしょうか。（例：野球場整備に使用するトラクター等）	ご理解のとおりです。
123	6								添付資料⑨ 大会一覧表	記載されている大会について短水路(25m)の大会割合はどのくらいでしょうか。	「県営室内プール」が短水路の大会となります。
124	4								添付資料⑩ 施設使用料	添付資料10では健康増進施設各ゾーンに対する料金設定が表記されていますが、施設の使用時間に対する料金を設定することは可能でしょうか（(例)500円/時間） 時間利用の料金体制をとることで、各ゾーン毎の受付において、人員配置や機械式ゲートの設置が不要となり運営費の削減になるとともに、総受付で対人による一括管理が可能となります。また料金徴収漏れもなくなり、利用者の視点においては、利用料金が大変明確になり利便性が高まると考えます。	施設利用料については、添付資料⑩を参照の上、事業者が提案を行い、県と協議して決定するものとします。
125	5								添付資料⑩ 施設使用料	テニスコート及び野球場の料金設定において、添付資料10では午前・午後・終日の料金設定が表記されていますが、1時間あたりの料金を設定することは可能でしょうか（(例)500円/時間）	施設利用料については、添付資料⑩を参照の上、事業者が提案を行い、県と協議して決定するものとします。
126	6								添付資料⑩ 施設使用料	テニスコート及び野球場の料金設定において、土日祝日について割増料金を設定することは可能でしょうか	施設利用料については、添付資料⑩を参照の上、事業者が提案を行い、県と協議して決定するものとします。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
127	7								添付資料⑩ 施設使用料	テニスコート及び野球場において照明設備を設置した場合、別途電気料金を徴収することは可能でしょうか？	夜間照明施設使用料として徴収可能です。
128	8								添付資料⑩ 施設使用料	テニスコートにおいて屋根を設置した場合、屋根設置のコートのみ割増料金を設定することは可能でしょうか？	可能です。
129	9								添付資料⑩ 施設使用料	事業者の専用利用についての条件が表記されていますが、事業者とは、選定された運営事業者も含まれるのでしょうか？また、含まれる場合、自主事業等で専用利用する際に選定事業者に対して利用料金が発生するのでしょうか	ご質問のような事象は想定していません。
130	5								添付資料⑩ 施設使用料	記載されている健康増進施設やプールの参考料金について、想定されているのは1時間単位の金額でしょうか。もしくは1回(時間制限なし)の利用金額でしょうか。	記載している参考料金は、都度利用(1回)の利用金額です。
131	10								添付資料⑪ 費用負担	ア) 国体及び全国障害者スポーツ大会開催の際、事業者収入は見込まないと表記されていますが、収入に代わる貴県からの補填などはお考えでしょうか。	国体及び全国障害者スポーツ大会は、同じ年度に国、開催地都道府県、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会が主催で開催しており、施設利用料は全額免除としています。 大会運営は主催者側で全て行いますが、各府県とも光熱水費等の負担については、大会の趣旨にご理解とご協力をいただき、事業者にご負担いただいています。 現時点、事業期間中における奈良県での開催の可能性は低いと見込んでいます。
132	7			4	5)				添付資料⑫ 浄化センター公園管理運営業務仕様書	浄化センター公園管理運営業務仕様書 交通整理員等とありますが、警備員の資格の規定はあるのでしょうか。また、過去の実績についての資格者の配置がございましたらご教示ください。	浄化センター公園管理運営業務仕様書の記載のとおりです。
133	14								添付資料⑬ 浄化センター公園維持管理基本水準書	ファミリープール機械の保守管理等及び運転管理業務について、濾過装置、造波装置、落水装置、噴水装置、スライダーポンプ装置、薬液注入装置の各装置の内容、メーカー、メンテナンス会社及び金額をご教授下さい。	3月9日～11日の間に閲覧対応としますので、事前に担当部局へ連絡ください。

新No.	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
134	15								添付資料⑬ 浄化センター公園維持管理基本水準書	ファミリープール機械の保守管理等及び運転管理業務について、電気設備の保守点検業務内容及び現行のメンテナンス会社をご教授下さい。また、高圧の場合は、受電容量をご教授ください。	3月9日～11日の間に閲覧対応としますので、事前に担当部局へ連絡ください。
135	16								添付資料⑬ 浄化センター公園維持管理基本水準書	ファミリープール機械の保守管理等及び運転管理業務について、年間の薬液の消費量をご教授下さい。	No.92を参照ください。